

奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月21日

奈良県公安委員会

委員長 植野康夫

奈良県公安委員会規則第2号

奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則

奈良県警察職員定数規則（平成3年10月奈良県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「669人」を「673人」に、「221人」を「222人」に、「890人」を「895人」に、「1,780人」を「1,776人」に、「99人」を「98人」に、「1,879人」を「1,874人」に改める。

附 則

この規則は、平成26年3月3日から施行する。